

資料 2

新しいまちづくりの仕組み 「地域まちづくり協議会」 設立に何けたガイドライン

作成中

第7期阪南市自治基本条例推進委員会 第5回 検討部会 資料 (令和7年3月7日時点)

目 次

1. 地域まちづくり協議会を知ってみよう

- (1) 地域まちづくり協議会とは?
- (2) 地域まちづくり協議会の目的は?
- (3) 地域まちづくり協議会の構成は?
- (4) 地域まちづくり協議会ができたら?
- (5) 地域まちづくり協議会の活動は?

2. 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ

ステップ〇(つながりづくり)

- 交流会の開催
- (1) ステップ1(設立準備会への合意形成)
 - ① 参加呼びかけ
 - ② 協議会設立の必要性/現状や課題の共有
 - ③ 設立準備会に向けての意思確認
- (2) ステップ2(設立準備)
 - ④ 設立準備会の設立
 - ⑤ 組織体制の検討/規約の作成
 - ⑥ 地域計画の作成
 - ⑦ 事業計画/予算の作成
 - ⑧ 設立に向けての意思確認
- (3) ステップ3 (設立)
 - ⑨ 設立総会の開催

3. 市の役割

4. 市の補助金について

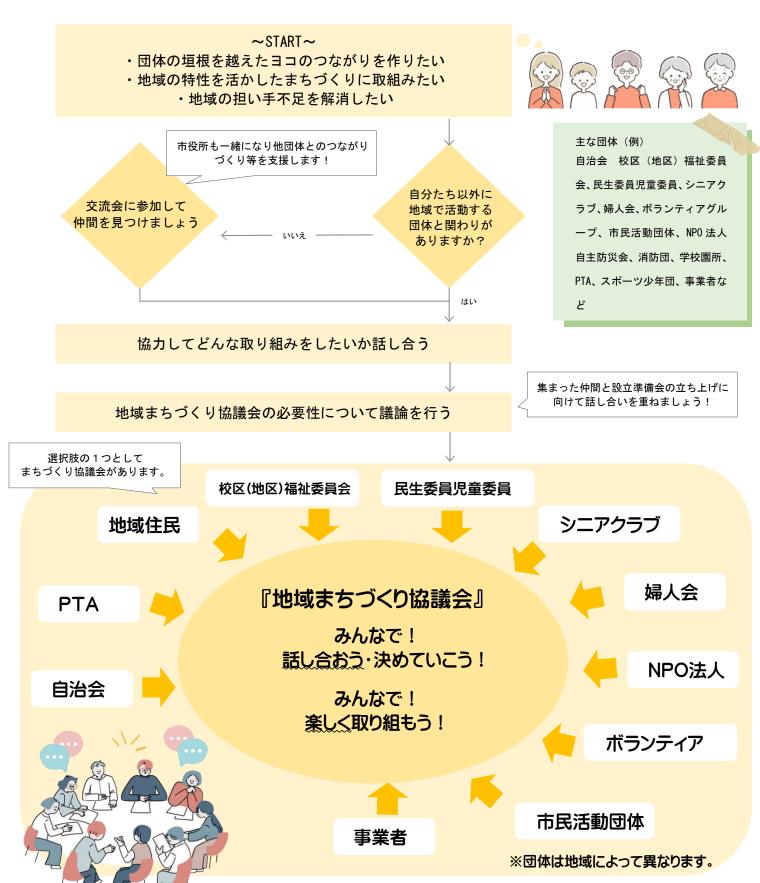
- ①地域まちづくり協議会の設立及び活動を支援するための補助金
- ②地域づくり協議会の活動を支援している主な補助金
- ③具体的な活動事例

5. 参考 活動事例

1. 地域まちづくり協議会を知ってみよう

(1)地域まちづくり協議会とは?

一定のまとまりのある地域(概ね小学校区以内)において、自分たちの住む地域の活性化や身近な課題を解決して、より良くしていくため、みんなで話し合い、協力・連携しながら楽しくまちづくりを進めていく新しい組織です。



(2)地域まちづくり協議会の目的は?

地域内の様々な団体の意見交換の場となり、現状や課題の把握、それらを踏まえての取組の実施に至るまで、すべてが地域全体の方向性として取り扱うことができるため、自分たちが考えた自分たちのしたいまちづくりを行うことが出来ます。

(3)地域まちづくり協議会の構成は?

地域住民の意見を聞きまちづくりに生かせるよう、自治会や校区(地区)福祉委員会をはじめ、地域内の地縁団体、NPO法人、市民活動・ボランティア団体、事業者、地域住民など、地域に関わる様々な人や団体によって構成されています。

※誰でも参加できる組織であることが大切です。

(4)地域まちづくり協議会ができたら?

自治会や校区福祉委員会をはじめとした地域の各種団体が上下関係ではなく、団体個々の強みを活かせる**ヨコのつながり(協力・連携)で『地域性(強み)が活かせるまちづくり』**に取り組むことが出来ます。地域まちづくり協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完を図るとともに、地域の特色を活かした組織として、地域のきめ細やかな課題にも対応することができ、住み続けたいと思えるまちづくりに向けさまざまな効果がもたらされます。楽しく取り組むことが大切です。

① 地域の一体性の確保

地域内の各種団体が連携することにより、特性(強み)を発揮し一体感を持って活動に取組めます。

② 活動の相乗効果

活動の見える化を行うことにより、各種団体の活動が連動し、お互いの活動の幅が広がり、より良い活動に発展する相乗効果が期待できます。

③ 効率的な役割分担

地域内での団体相互の人材活用により、効率的な役割分担ができるようになります。

④ 地域課題への取組

各種団体が連携することで、個々の団体では取り組めなかったことにチャレンジできるようになります。

(5)地域まちづくり協議会の活動は?

地域のめざす姿を書き記した地域計画を定め、地域の課題解決・活性化に向け、地域として進めたいことから取組んでいきます。

これらの活動を通じて、身近なサービスの創造や特性・資源を活かしたにつながります

- ① 情報を交換し合う場の設定
- ② 課題、特性や資源を見つけ、活動の方法を話し合う
- ③ 地域の課題解決や活性化のための活動
- ④ 地域への情報発信

※どの活動を行うか、何に注力するかは、 地域の実情に応じて変わります。

2. 地域まちづくり協議会設立に向けたステップ りますので、あくまで一例です。

交流会の開催 ス 合 ①参加の呼びかけ テ 意 ②協議会設立の必要性 ツ 現状や課題の共有 形 ③設立準備会に向けての意思確認 成 1 4 設立準備会の設立 ス 設 ⑤組織体制の検討/規約の作成 テ 寸 ⑥地域計画の作成 y 準 ⑦事業計画/予算の作成 備 ⑧設立に向けての意思確認 2 **人テップ3** 9設立総会の開催 設 立 地域まちづくり協議会 設立

○ステップ 0 (つながりづくり)



交流会の開催

地域内には、自治会をはじめ地域住民で構成されている数多くの団体があり、組織構成 や活動内容も多岐にわたっています。

設立準備会を立ち上げる前に、まずは、地域で活動する各種団体、まちづくりに関心のある人などで、交流会などを開催して、お互いの活動や意見交換を行い、顔の見えるつながりづくりをしましょう。

ステップ〇における市の支援

<情報発信>

市のウェブサイトや公式 SNS(LINE、Facebook、Instagram 等)を活用し、 交流会やカフェなどの開催情報を広く地域に周知して参加を促します。

<利用支援>

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

く連携支援>

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

<情報提供>

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

<説明会の開催>

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

く会議への参画>

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の 進行補助を行います。

(1)ステップ1(設立準備会への合意形成)

①参加呼びかけ

交流会などを経て、集まった方々と設立準備会の立ち上げに向けて話し合いを重ねていきます。また、設立準備会には、強い活動基盤を持つ自治会をはじめ、専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、まちづくりに関心のある地域住民などに参加してもらうことが望ましいです。加えて、主だって活動している団体以外の団体や地域住民など様々な人々へも呼びかけや周知を行いましょう。

<主な団体等>

自治会 校区(地区)福祉委員会 民生委員児童委員 シニアクラブ 婦人会 ボランティアグループ 市民活動団体 NPO 法人 自主防災会 消防団 学校園所 PTA スポーツ少年団 事業者など

② 協議会設立の必要性/現状や課題の共有

地域まちづくり協議会により進めていくまちづくりの考え方は「自分たちのまちは、自 分たちでつくり・まもる・そだてる」。

地域内には多くの団体があり、組織構成や活動内容も多岐にわたり、各団体等から見える地域課題も様々です。団体間での情報共有を図りながら、お互いの意見を聞きましょう。

③ 設立準備会に向けての意思確認

交流会や地域活動への参加を呼びかけ、自分たちの地域を「盛り上げたい」「住みやすくしたい」という気持ちが高まり、集まった人たちの賛同を得られるようになったら、設立 準備会の立ち上げに向けて具体的に進めていきましょう。

ステップ1における市の支援

<相談>

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。



<利用支援>

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

く連携支援>

NPO 法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。

<情報提供>

地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。

<説明会の開催>

地域まちづくり協議会の制度について説明します。

<会議への参画>

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の 進行補助を行います。

(2)ステップ2(設立準備)

④ 設立準備会の設立

地域まちづくり協議会設立に向け意思確認ができたら、設立準備会を設置していきます。 設置後は、構成員を中心に、組織構成や規約、役員、地域計画や事業計画などを検討してい きましょう。

く設立準備会で検討すること> 組織の名称 組織構成 事務局体制 役員(案) 規約(案) 事業計画(案) 予算(案) 地域計画(案)など

⑤ 組織体制の検討/規約の作成

地域まちづくり協議会の組織は決まった形があるものではありませんので、地域の実情に応じて決めていくことになります。総会や役員会などを担う「意思決定組織」と、具体的な活動を行っていく「実行組織」の機能を備えている組織体制が一般的になっています。

なかには、地域まちづくり協議会の組織体制は総会や役員会などを担う「意識決定組織」 として機能し、活動を行っていく部分を外注しているケースもあります。

また、地域まちづくり協議会は、多くの人や団体が一緒に活動を行っていきます。地域で信頼され、透明性の高い活動や運営を行うために一定のルールが必要になります。自分たちのまちづくりを進めていくうえで必要な「ルール=規約」を作成しましょう。

規約には、誰でも参加でき、透明性の高い運営を行うために、構成員や運営機関、会議の進め方、情報の公開方法などを定めましょう。

-<規約で定める事項>

組織の名称 事務所の所在地 総会の方法 代表者及び役員の選出方法 予算編成 決算報告 代表者及び役員の役割 規約の改廃方法 監査 など

地域まちづくり協議会

総会

- ○組織の議決機関
- 〇規約、事業計画、予算、決算 地域計画について協議・決定

地域まちづくり協議会で協議と実行 の役割を兼ねるパターン

役員会



- ○運営の方針や重要事項の審議、 決定など、まち協の統括運営機能
- ○地域計画、事業計画及び予算案、事業報告及び決算報告を作成

専門部会

担当分野における実施主体であり、地域計画に基づき、分野ごとに活動する 構成員や地域住民は、関係する部会や興味のある部会に参加し活動する 例)子ども部会、地域振興部会、健康福祉部会、防犯防災部会 など



地域まちづくり協議会

総会

○組織の議決機関○規約、事業計画、予算、決算地域計画について協議・決定

地域まちづくり協議会が協議・ 決定機関として取り組み、 多様な組織が具体的なまちづくりに 取り組むパターン



- ○運営の方針や重要事項の審議、 決定など、まち協の統括運営機能
- ○地域計画、事業計画及び予算案、事業報告及び決算報告を作成

【環境美化】

任意団体

【見守活動】

協議会 構成員 【外出支援】

事業者

【買物支援】

NPO 法人

多様な組織による活動の実行















⑥ 地域計画の作成

地域で把握した課題や資源をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像(めざす姿) や方向性をまとめた中長期計画を策定しましょう。

地域計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

地域計画の内容は、地域の将来像(めざす姿)や方向性の他に、地域の現状や課題、地域まちづくり協議会の事業などを記載していきます。

※地域計画の計画期間は一般的に5年が多いですが、地域によってもう少し短く定め、 見直しする機会を増やしている地域もあります。

<地域計画で定める事項>

地域の概要 地域の目標 計画期間 活動内容(地域で取り組みたい内容) 組織図

⑦ 事業計画/予算の作成

今の「まち」とこんなまちにしたいと思い描く「まち」との違い(ギャップ)を埋めるために検討した解決策は、防災や地域振興など多岐にわたると思います。

解決策を実行していくためには、どのような準備が必要でどのような取組が必要かなど を検討し、計画書等を作成しましょう。

また、その取組にどの程度の費用を要するのか、どのように準備するか、何年かけて取り組んでいくかなども一緒に検討していきましょう。

事業や予算の計画及び執行に当たっては、地域住民へしっかりと説明できるようにする ことが重要です。

⑧ 設立に向けての意思確認

意見交換会で賛成や反対の意見、疑問点などたくさんの意見が出てきたと思います。 それらの意見を集約していく中で「自分たちの住むまちは、自分たちでつくり・まもり・ そだてる」という意識を高め、まちづくりを行いたいという総意を作り上げましょう。

ステップ2における市の支援



<相談>

設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

<利用支援>

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

<会議への参画>

参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の 進行補助を行います。

(3)ステップ3(設立)

9 設立総会の開催

設立に当たっては、地域に周知したうえで、地域住民により設立総会を開催することになります。

【 < 設立総会へ付議される内容> 代表者及び役員 規約 地域計画 事業計画及び予算 市への認定申請 など 】

この設立総会で承認を受けることにより、地域の皆さんに地域まちづくり協議会が認められたものとなります。設立総会で決まったことは、構成員の協力のもと回覧板等で地域住民に周知しましょう。

条例に基づく「地域まちづくり協議会」は、市への認定申請が必要となります。

ステップ3における市の支援



設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。

<利用支援>

プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。

<様式提供>

規約、地域計画、事業計画書、予算書など、運営に関する資料作成の基となる様式を提供します。

3. 市の役割

地域まちづくり協議会を設立しようとされている地域や、すでに設立をされた地域も含めて、スムーズに運営や活動が行えるよう市がお手伝いします。

- <相談>(主にステップ1~3) 設立に向けた進め方やその他疑問などの相談に応じます。
- <利用支援>(主にステップO~3) プロジェクターやスクリーン、会場など、必要に応じた機材や会場の貸出を行います。
- <連携支援>(主にステップOと1)
 NPO法人や市民活動団体などの他団体とのつながりづくりを支援します。
- <情報提供>(主にステップOと1) 地域の人口動態や市の経済状況、他団体の活動事例などの情報を提供します。
- <説明会の開催>(主にステップOと1) 地域まちづくり協議会の制度について説明します。
- <情報発信>(主にステップの) 市のウェブサイトや公式 SNS (LINE、Facebook、Instagram 等)を活用し、交流会やカフェなどの開催情報を広く地域に周知して参加を促します。
- <様式提供>(主にステップ3) 規約、地域計画、事業計画書、予算書など、運営に関する資料作成の基となる様式を提供 します。
- <会議への参画>(主にステップ0~2) 参加者の発言を促したり、話し合いをまとめたり、会議をより良くするため、会議の進行 補助を行います。

4. 市の補助金について

地域まちづくり推進を目的としたとした補助金について

①地域まちづくり協議会の設立及び活動を支援するための補助金

名称	内容	担当課
地域運営推進事業補助 金(改正)	地域まちづくり協議会の設立を支援します。 ・設立に向けたアンケートの費用 ・学習会開催のための講師報償費 など	政策共創室
	地域まちづくり協議会の活動を支援します。 ・協議会の運営に必要な物品の購入 ・拠点の運営に必要な経費 など	

[※]補助金制度の詳細については、担当課までお問合せください。

②地域づくり協議会の活動を支援している主な補助金

名称	内容	担当課
介護保険特別会計介 護	65歳以上の高齢者で要介護(要支援)の認定を受けてい	
予防•日常生活支援総合	ない方、要支援認定者及び事業対象者の重度化を防ぐた	
事業費(住民主体による	め、自立した日常生活の支援を行う生活機能が低下し て	介護保険課
支援)	いる人(虚弱高齢者)を早期発見し、その方たちを含めた	」 健康事業準備室
	健康や栄養などの講話、介護予防体力測定会や介護予防	姓 承尹未华 佣主
	教室(介護予防拠点における介護予防普及啓発を含 む。)	
	等の開催を支援しています。	

③具体的な活動事例

名称	内容	担当課
	本市の各種団体(自治会・婦人会・こども会等)のうち、	
有価物集団回収推進事業	資源対策課に登録のある非営利団体を対象に、集団回収	 資源対策課
補助金	した有価物(古紙、アルミ缶など)に対し、1 kg あたり	貝 <i>派</i> 刈欠床
	3円の報奨金を交付しています。	

5. 参考 活動事例

事例1	子ども支援
きっかけ	地域での子どもの数が減り、今まで活動していた子ども会の運営がで
	きず、子ども会を解散することになった。
活動内容	1つの子ども会では大変だけど、概ね小学校区以内の範囲を1つのエ
	リアとして、地域で子どもに関する活動を展開する。
	たとえば「駄菓子屋さん」をしたり、「こども食堂」をしたり、「寺子
	屋」をしたり、地域で子どもたちを支援する活動をする。
成果	子どもだけでなく保護者も一緒に参加することで、そこから活動も広
	がるかも。阪南市への郷土愛が育まれる。お手伝いする方も子どもた
	ちの笑顔を見られて、やる気につながるとの声があった。

事例2	移動支援
きっかけ	今まで利用していた駅までのバスが減便になってしまった。
	ちょっとした買い物や通院などの移動手段がない。
活動内容	ボランティアや地域の支え合い活動により、外出のための移動を支援 する送迎サービスの実施。
成果	移動手段の確保になり、高齢者の見守り支援にもつながった。

事例3	買い物支援
きっかけ	今まで利用してたスーパーが撤退した。
活動内容	定期的な「マルシェ」や「朝市」の実施。地域の人が集い、わいわい と買い物を楽しむことができる。
成果	「マルシェ」や「朝市」には地元の漁港・農家や商店に出店いただく ことで新鮮な魚や野菜などが手に入り、利用者に喜んでもらえる。 また地域の活性化につながる。

[※]補助金だけでなく資源回収をし、活動資金とされている地域があります。

事例 4	防災活動
きっかけ	住民の共通の課題である、防災を考えるため、地区自治会単位で設置
	されている自主防災組織が、小学校区内で連携することになった。
活動内容	各自主防災組織が所有している、災害備蓄や資機材のリストを作成
	し、情報共有を行った。
成果	各自主防災組織が所有している、災害備蓄や資機材のリストを作成
	し、情報共有を行った。小学校区内の建設業者に「災害時活動支援」
	の協定の締結を検討するに機会となった。

事例 5	防犯活動
きっかけ	住民の共通の課題である、防犯を考えるため、地区自治会単位で行っ
	ている防犯委員会活動について、小学校区内で連携することとなっ
	た。
活動内容	地元警察に来ていただき、防犯カメラを設置について意見交換を行
	い、市や地元事業者が設置しているカメラの情報を共有し、効果的な
	設置場所を検討した。地区自治会での防犯委員活動(青色パトロール)
	のスケジュールを共有した。
成果	地域が防犯カメラ設置費用を助成し、20世帯に防犯カメラを設置し
	た。(維持費は個人負担、設置場所は地域で検討)
	地区自治会での防犯委員活動の枠を超えて、小学校区内で、連携し、
	青色パトロールを実施すル機会となった。

地域まちづくり協議会が実施することにより、「多世代、異業種の交流」「円滑な事業者との連携」「大規模実施」「地域の一体感向上」など、多様な主体の関わりを活かすことによるメリットが生まれます。

地域まちづくり協議会の活動は、「楽しく」続けていくことが重要です。

みんなで! 話し合って、決めていきましょう!みんなで! 楽しく取り組みましょう!

問い合わせ・ご相談窓口

問合せ先

地域の活力を高め、持続可能なまちづくりの推進をめざす地域まちづくり協議会を行政として積極的に支援します。

阪南市 未来創生部 政策共創室

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1

電話: 072-489-4507

Eメール: seisaku@city.hannan.lg.jp

市民活動センターでも地域まちづくり協議会に関するご相談をお受けしております。 土日も開設しておりますので、ぜひご利用ください。

阪南市市民活動センター 夢プラザ

〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町 1 丁目 18番 15号

(阪南市地域交流館3階)

電話:072-471-1030

Eメール: info@yumeplaza-hannan.com

開館日:水曜日~日曜日9時~17時

休館日:月曜日、火曜日、祝日、年末年始 (月、火が祝日の場合は直前の日曜も休館)



令和7年0月0日 発行